

## 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「27, 600円」を「31, 200円」に改め、同項第2号中「37, 200円」を「40, 800円」に改め、同項第3号中「42, 000円」を「45, 600円」に改め、同項第4号中「51, 600円」を「55, 200円」に改め、同項第5号中「57, 600円」を「62, 400円」に改め、同項第6号中「66, 000円」を「72, 000円」に改め、同号ア中「地方税法」を「合計所得金額（保険料の賦課期日の属する年の前年の地方税法）に、「（以下「合計所得金額」という）を「をいう。以下同じ。）」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ）」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第7号中「72, 000円」を「79, 200円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第8号中「86, 400円」を「93, 600円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第9号中「92, 400円」を「104, 400円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第10号中「100, 800円」を「112, 800円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第12号イ」を加え、同項第11号中「110, 400円」を「122, 400円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号中「120, 000円」を「141, 600円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 132, 000円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「25, 200円」を「28, 800円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に、

「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

附則第6条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料率から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。